

参考資料

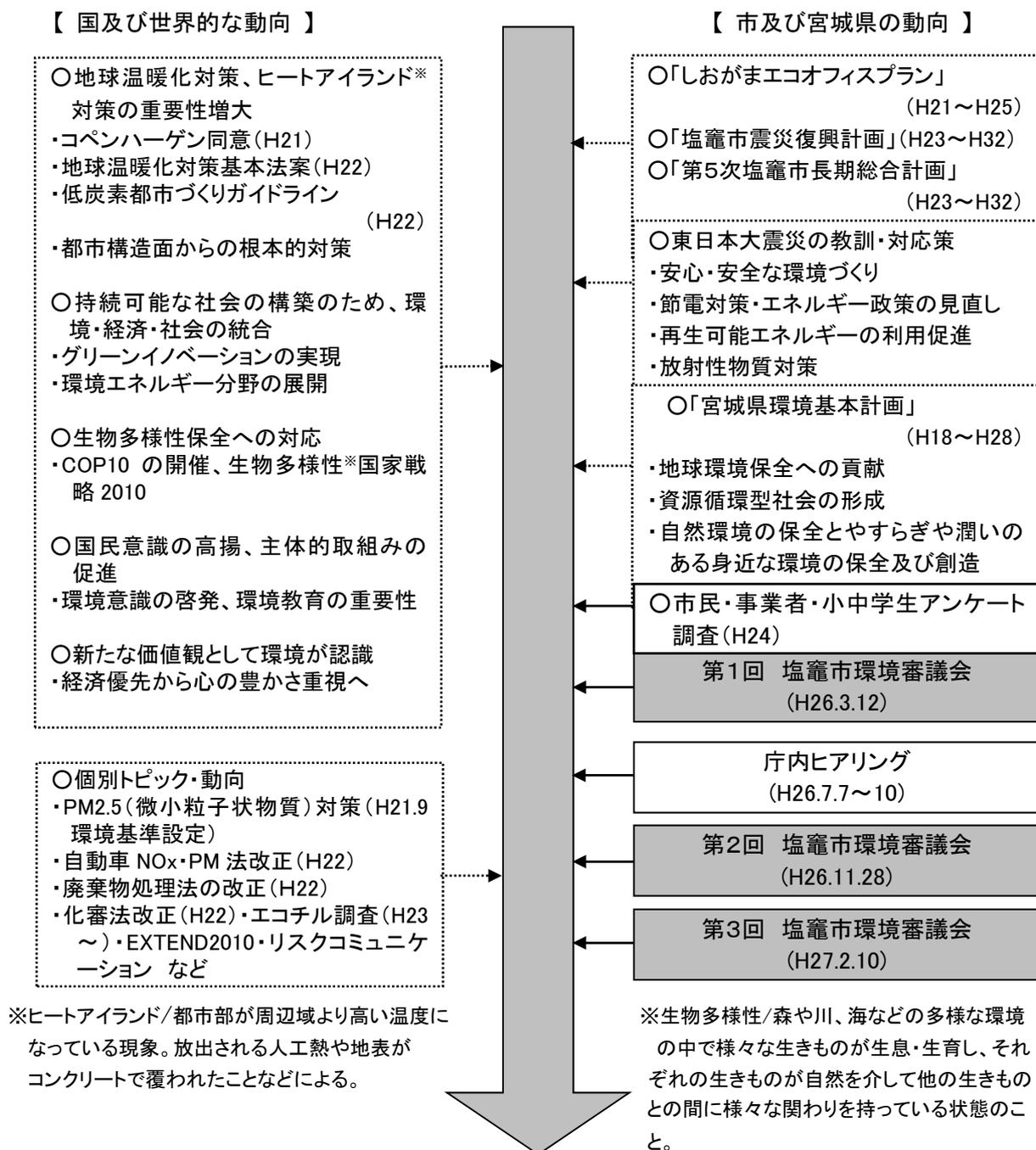
- 1 第二次計画策定の経緯等
- 2 管理指標一覧等
- 3 塩竈市環境基本条例
- 4 環境保全年表
- 5 廃棄物年表
- 6 用語解説

参考資料

1 第二次計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

塩竈市環境基本計画(平成 14 年 10 月)
 計画期間:平成 14 年度(2002)～平成 24 年度(2012)の 10 年間



【改定】第二次塩竈市環境基本計画(平成 27 年 3 月)
 計画期間:平成 27 年度(2015)～平成 36 年度(2024)の 10 年間

(2) 塩竈市環境審議会委員名簿

平成27年11月現在

No.	氏名	所属・役職等	備考
1	長谷川 信夫	東北学院大学名誉教授	会長・学識経験者
2	菊地 立	東北学院大学名誉教授	副会長・学識経験者
3	土見 大介	塩竈市議会議員	
4	曾我 ミヨ	塩竈市議会議員	
5	高橋 輝兆	宮城県塩釜医師会理事	
6	下山 雄司	塩釜商工会議所議員	
7	阿部 豊子	塩竈市婦人会副会長	
8	稲井 謙一	塩釜ガス株式会社代表取締役社長	
9	阿部 佳邑	塩釜市浅海漁業振興協議会副会長	
10	津田 武彦	塩釜市水産振興協議会副会長	
11	栗津 洋子	みやぎ生活協同組合監事	
12	伊藤 陽太郎	塩釜市ホテルの里保存会会長	

2 管理指標一覧等

(1) 管理指標一覧

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(1) 生活のなかで身近に海を感じるまちをつくる	人々が水辺に親しむ機会を増やすため、海などの水辺を活かしたイベント等を年4回開催し、人々が水辺に親しむ機会を増やすことを目標とします。	水辺でのイベント開催数	—	—	0回(H24)	4回/年以上	市民の水辺の利用機会が増えるよう、四半期に1回以上、海などの水辺の魅力を楽しめるイベント等を開催する
	マリゲート塩釜の総利用者数、年間150万人を目標とします。また、そのうち船舶利用以外の利用者割合を50%以上を目標とします。	マリゲート塩釜の総利用者数	130万人	150万人維持	119万人(H24)	150万人	平成11年水準の総利用者数維持が目標
		船舶利用以外の利用者割合※	44.6%	50%以上	調査未実施/—	50%以上	市民利用の5割以上が目標 ※利用者割合(マリゲート塩釜の総利用者数と船舶利用実績を基に算出)
市民アンケート調査での海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率を50%に引き上げることを目標とします。	海と身近に接する機会が「少しある」又は「たくさんある」の回答率	—	—	28.3%(H24)	50%以上	当初計画策定時の回答率を回復させつつ、その回答率を半数(50%)にすることを目標	

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(2) 自然を守り、まちの緑を育てる	一人あたりの都市公園等面積を 20㎡に拡大します。	1人あたりの都市公園等面積	—	—	17.4㎡	20㎡	当初の目標の継続 →都市計画マスタープランにおける整備目標 (平成27年)
	5箇所以上の公園を整備または再整備します。	公園の整備または再整備箇所数	—	—	0箇所	5箇所	
	生活排水処理率を現状以上に引き上げることを目標とします。	生活排水処理率※	—	—	99% (H24)	現状以上	きれいな水環境づくりを進め、自然環境を保全することを目標 ※生活排水処理率 行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合
	市民アンケート調査での「家やその周りでみどりを育てている」の実施率を 85%に引き上げることを目標とします。	「家やその周りでみどりを育てている」の実施率	81%	85%以上	73.4% (H24)	85%以上	市民アンケート調査(当初)では、80%を上回っていることから、5ポイント程度増加を見込んだ目標
(3) 自然や伝統的な景観を守り活用する	自然景観や歴史的な景観の保全・活用を図るため、塩竈市景観計画に基づく景観形成を推進します。	塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	—	—	—	—	自然や伝統的景観を保全・活用することを目標
	文化財等をネットワークした総合的な案内サインを 5箇所以上、整備・更新します。	総合的な案内サインの整備・更新箇所数	—	—	0箇所 (H26)	5箇所	文化財等のネットワーク化を目標
	市民アンケート調査での「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率を 60%に引き上げることを目標とします。	「景観や歴史・ゆとり空間」について、「少しある」または「たくさんある」の回答率	44.6%	60%以上	41.3% (H24)	60%以上	市民アンケート調査(当初)では、50%を下回っており、50%に10ポイント程度増加を見込んだ目標

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(4) 地域循環型の都市をつくる	リサイクル率を30%以上に引き上げることを目標とします。	リサイクル率※	16.5%	30%以上	19.5% (H24)	30%以上	宮城県循環型社会形成推進計画の目標値(H27)に整合 ※リサイクル率 (市の資源化量+団体回収量)÷(市のごみ総排出量+団体回収量)
	1人1日あたりの家庭ごみ排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減(667g以下)にすることを目標とします。	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	—	—	727g (H24)	667g以下	宮城県循環型社会形成推進計画の「県民1人当たりの一般廃棄物※の排出量930g/人・日」の目標値(H27)に整合
	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量を、第一次環境基本計画の目標値である22.4%以上に削減(333g以下)にすることを目標とします。	1人1日あたりの事業系一般廃棄物の排出量	—	—	427g (H24)	333g以下	
	省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率を、平成22年度レベル(5,949,741GJ)より、5.1%削減することを目標とします。	省エネルギーによるエネルギー消費量の削減率	—	—	5,949,741GJ (H22)	現況より5.1%削減	宮城県の「自然エネルギー※等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」の目標値と整合
	再生可能エネルギーの導入により、公共施設の太陽光発電能力を現況以上とすることを目標とします。	公共施設の太陽光発電量	—	—	50Kw (H25)	現況以上	公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を目標

※一般廃棄物/家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの(事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど)をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

※自然エネルギー/地球の自然環境そのものの中で、繰り返し生起している現象の中から得られる再生可能なエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、波力、バイオマス(生物エネルギー)など。

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(4) 地域循環型の都市をつくる	市民アンケートでの循環型社会への取り組みの実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	水を出しっぱなしにしないの回答率	81.6%	各項目とも現況以上	85.4% (H24)	各項目とも現況以上	市民アンケート調査の現況では、項目ごとにばらつきがあるが、全体的な取り組みの向上が必要であるため、統一の目標とした ※クリーンエネルギー 化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。
		節水を心がけているの回答率	77.3%		77.2% (H24)		
		ごみの分別、再利用に取り組んでいるの回答率	88.6%		91.0% (H24)		
		生ごみを堆肥化しているの回答率	22.7%		16.2% (H24)		
		クリーンエネルギー※を利用しているの回答	7.8%		8.4% (H24)		
		冷暖房の設定温度を調節しているの回答率	74.3%		82.9% (H24)		
		節電を心がけているの回答率	88.1%		91.4% (H24)		
		過剰包装をさせないの回答率	52.9%		93.0% (H24)		
		ものを大切に使っているの回答率	80.8%		81.0% (H24)		
(5) の 基 盤 を つ く る 環 境 負 荷 の 少 な い ま ち	市内循環バスの市民一人あたりの利用回数を現況以上にすることを目標とします。	市民一人当たりの年間の市内循環バスの利用回数	—	—	6.5回/年	現況以上	市民一人当たりの利用回数を現況以上に増やすことを目標
	下水道水洗化率を現状以上にすることを目標とします。	下水道水洗化率	—	—	96.7%	現況以上	下水道水洗化率を現況以上に引き上げることを目標

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(5) 環境負荷の少ないまちの基盤をつくる	市民アンケートでの「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率を70%以上に引き上げることを目標とします。	「公共交通や歩いて行ける場所に行くときは、自動車を使わないようにしている」の回答率	62.3%	70%以上	63.1%	70%以上	市民アンケート調査(当初)に10ポイント程度増加を見込んだ目標
	温室効果ガス※排出量を平成22年レベル(461,000t CO2)より3.4%削減することを目標とします。	温室効果ガス排出量の削減率	—	—	461,000t CO2 (H22)	現況より3.4%削減	宮城県の「地球温暖化対策実行計画」の目標値との整合
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の0.04ppm以下を達成・維持します。	二酸化窒素(一日平均値の年間98%値)	0.032ppm (H12)	0.04ppm 以下	0.035ppm (H24)	0.04ppm 以下	宮城県環境基本計画の目標値に整合 <環境基準> 二酸化窒素測定値の1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
	浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。	浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成度(一日平均値の2%除外値)	0.076mg/m ³ (H12)	環境基準を達成・維持	一般環境大気観測局 0.053mg/m ³ (H24) 自動車排出ガス測定局 0.045mg/m ³ (H24)	環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 <環境基準> 浮遊粒子状物質測定値の1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下
		光化学オキシダントに係る環境基準の達成度(1時間値)	最高値 0.121ppm 年平均値 0.029ppm (H12)	環境基準を達成・維持	最高値 0.081ppm 年平均値 0.034ppm (H12)	環境基準を達成・維持	宮城県環境基本計画の目標値に整合 <環境基準> 光化学オキシダント測定値の1時間値が0.06ppm以下

※温室効果ガス/地球温暖化の原因といわれている、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などのこと。これらのガス排出量増加により地球全体の平均気温が上昇する

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	騒音に係る環境基準を達成・維持します。	騒音に係る環境基準の達成度					宮城県環境基本計画の目標値に整合
		自動車騒音 昼間 5地点中 1地点 夜間 5地点中 0地点			3地点中0地点(H24)		〈自動車騒音環境基準〉 【要請限度】 地域類型:C区域 昼間:60【75】dB(A)以下 夜間:50【70】dB(A)以下
		環境騒音※ 昼間 3地点中 3地点 夜間 3地点中 3地点 (H12) ※環境騒音／特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。(自動車騒音を測定する際のその他の雑音のこと)		環境基準を達成・維持	1地点中1地点(H24)		〈騒音に係る環境基準〉 A及びB類型 (一般的な住宅地) 昼間:55dB(A)以下 夜間:45dB(A)以下
	市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を2.0mg/l以下とするよう努めます。	市内の河川の調査地点における水質(BOD※)の年平均値の平均	—	—	2.48 mg/l (H24 6地点調査平均) 新町川 A 1.9 mg/l 新町川 B 0.9 mg/l 宮町川 3.9 mg/l 石田川 A 1.2 mg/l 石田川 B 1.2 mg/l 貞山運河 5.8 mg/l	2.0mg/l 以下	宮城県環境基本計画の目標値に整合 ※BOD 生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。 〈環境基準〉 公共用水域の全環境基準点におけるBODの年間平均値の平均が2010年で2.0 mg/lとする。

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(6) 快適で安全な生活環境を確保する	市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。	市内の海域の調査地点における水質(COD※)の環境基準の達成度	(H12)	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	(H24)	環境基準を達成・維持 上位の環境基準の達成	宮城県環境基本計画の目標値に整合 ※COD 化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したものの。 <環境基準> 海域・湖沼の水質測定値 A類型:COD 2mg/ℓ以下 B類型:COD 3mg/ℓ以下 C類型:COD 8mg/ℓ以下
		A類型(桂島)	2.2mg/ℓ		2.6 mg/ℓ (H24)		
		B類型(西浜)	2.1mg/ℓ		2.2 mg/ℓ (H24)		
		C類型(港橋)	3.1mg/ℓ	3.4 mg/ℓ (H24)			
	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数を現況よりも少なくするよう努めます。	工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数			2件 (H24)	現況よりも少なくする	市民一人ひとりが環境に配慮した生活をおくることにより、苦情がなくなることを目標
(7) 環境について知る・学ぶ機会をふやす	市民アンケート調査での環境講座への参加率を4.7%(H24)から、20%以上に引き上げることを目標とします。	環境講座への参加率	—	—	4.7% (H24)	20%以上	現況の参加率に15ポイント程度増加(5世帯中1世帯の参加)を見込んだ目標
	小中学生アンケート調査での学校での環境に関する活動(クラブや総合学習等)への参加率を69.7%(H24)から、現況以上に引き上げることを目標とします。	学校での環境に関する活動(クラブや総合学習等)への参加率	—	—	69.7% (H24)	現況以上	現況の参加率を現況以上に引き上げることを目標

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(7) 環境について知る・学ぶ機会をふやす	塩竈市ホームページの利用における環境情報コーナーへのアクセス件数を4,229件(H25)から、20%以上に引き上げることを目標とします。	環境情報コーナーアクセス件数	—	—	4,229件(H25)	20%以上	現況のアクセス件数からに20ポイント程度増加を見込んだ目標
(8) 市民・事業者の環境に関する活動を支援・育成する	環境活動団体数を12団体以上とすることを目標とします。	環境活動団体数	—	—	7団体(H24)	12団体以上	当初からの伸び率で推移すると想定した目標
	環境活動のリーダー・指導員を養成するため、年4回、養成講座を開催することを目標とします。	養成講座開催数	—	—	0回/年(H24)	4回/年	四半期に1回の開催を目標
	市民アンケート調査での環境に関する活動への市民参加率を29.8%(H24)から、50%以上に引き上げることを目標とします。	環境に関する活動への市民参加率	—	—	29.8%(H24)	50%以上	当初計画策定時の参加率を回復させつつ、その参加率を半数(50%)にすることを目標

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	環境率先実行計画を5ヵ年ごとに見直しながら推進します。	環境率先実行計画の管理	—	—	—	5ヵ年ごとの見直し	5ヵ年ごとみ見直しを行っている。
	ISO14001※取得企業を現状以上とすることを目標とします。	ISO14001取得企業数	—	—	3社(H26)	現状以上	—
	景観計画に基づく景観形成を推進し、地域特性にあった環境美化に努めます。	塩竈市景観計画に基づく景観形成の推進	—	—	—	—	身近な環境美化を推進することを目標

※ISO14001/企業や地方公共団体等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格(環境マネジメントシステム)のこと。ISOでは、1993(平成5)年から事業者の環境マネジメントに関する国際標準化作業を進めてきたが、1996(平成8)年にその一部(ISO14000シリーズ)が発効し、法的強制力はないが、最近では事実上の統一規格となってきた。

基本目標	管理指標	項目	当初(H13)	当初の目標値(H24)	現況	今回の目標値(H36)	今回の目標値の設定概要
(9) 環境に配慮したくらし方をすすめる	市民アンケートでの環境配慮のための重点行動指針の実施率を、各現況以上に引き上げることを目標とします。	「ごみの分別、再利用に取り組んでいる」の回答率 【重点行動指針】 家庭ごみの適正な処理につとめる。	—	—	91.0% (H24)	現況以上	基本目標(4)の管理指標と重複【再掲】
		「節電を心がけている」の回答率 【重点行動指針】 日常生活における電気の節約に努める。	—	—	91.4% (H24)	現況以上	基本目標(4)の管理指標と重複【再掲】
		「公共交通や歩いていける所に行くときは自動車を使わないようにしている」の回答率 【重点行動指針】 自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	—	—	63.1% (H24)	70%以上	基本目標(5)の管理指標と重複【再掲】
		「家やその周辺でみどりを育てている」の回答率 【重点行動指針】 公園や身近な環境の緑化に対する協力をしましょう。	—	—	73.4% (H24)	85%以上	基本目標(2)の管理指標と重複【再掲】
		「環境に関する行事や市民活動に参加や協力をしている」の回答率 【重点行動指針】 環境保全活動等への参加・協力・実践に努める。	—	—	29.8% (H24)	50%以上	基本目標(8)の管理指標と重複【再掲】
(10) 東日本大震災による環境の再生及び復興を図る	復旧・復興事業により、安全・安心な生活環境の再生を図ります。		—	—	—	—	東日本大震災によって消失した環境の再生及び復興を図ることを目標
	今後は豊かな自然環境の再生に努めます。						

3 塩竈市環境基本条例

平成12年6月22日条例第31号
改正 平成22年12月条例第31号
平成23年3月条例第5号

わたしたちのまち塩竈は、豊かな自然の恵みの中で、発達を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の拡大やわたしたちの生活様式の変化などに伴い、環境への負荷が増加し、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

さらには、一人ひとりの日常の生活や都市の活動そのものが、直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

特に、わたしたちは、豊かな海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により歴史や文化が築き上げられ、かつ、守られてきた恵沢によって日々の暮らしが支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという責任と義務を担っていることを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この塩竈が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、海と歴史や文化が調和する塩竈の風土を永遠に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生できるような環境を実現するとともに、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する行動の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、塩竈市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るよう誘導するため、必要かつ適切な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(水と緑の保全と創造)

第14条 市は、海その他の市の風土を象徴する水や緑が有する環境の保全上の機能を重視し、人と自然が触れ合う地域の形成を図るため、水や緑の保全及び創造並びにその推進に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、市の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境教育の振興等)

第18条 市は、市民、事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者がその事業活動を行うにあたり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第23条 市は、監視、測定等により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層[※]の保護その他の地球環境の保全に貢献できる施策を積極的に推進しなければならない。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第4章 環境審議会

(塩竈市環境審議会)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、塩竈市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 塩竈市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

※オゾン層/強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素(O₂)がオゾン(O₃)に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20~25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第31条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、産業環境部環境課において処理する。

(平22条例31・一部改正)

(委任)

第33条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(塩竈市環境審議会条例の廃止)

- 2 塩竈市環境審議会条例(平成11年条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例により廃止する以前の塩竈市環境審議会条例による環境審議会委員は、この条例による塩竈市環境審議会の委員に発令されたものとみなす。この場合において委員の任期は、平成13年11月21日までとする。

附 則(平成22年12月条例第31号)抄

改正 平成23年3月条例第5号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平23条例5・一部改正)

(平成23年規則第58号で平成23年6月1日から施行)

附 則(平成23年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する

4 環境保全年表

西暦	年号	塩竈市	国及び宮城県
1966	昭和 41	○松島湾が水質保全年法による公共用水域の調査指定区域に指定	
1967	42	○環境衛生課衛生公害係を設置	○「公害対策基本法」公布
1968	43	○騒音規制法地域指定	○「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布
1969	44	○水産加工団地操業開始、汚水の海中放流が問題化	
1970	45	○「塩竈市公害対策協議会規則」施行 ○市役所3階屋上に県一般環境大気測定局「塩釜局」設置	○「水質汚濁防止法」公布
1971	46	○悪臭防止法地域指定 ○新町川が国より「河川E類型」に指定される ○県公害防止条例の特別地域に指定 ○環境衛生課を衛生公害課と清掃管理課に、衛生公害係を衛生公害課の公害対策係と環境衛生係に組織変更 ○仙塩地域七自治体公害防止協議会を発足	○「悪臭防止法」公布 ○県衛生部に公害対策局設置 ○「県公害防止条例」制定 ○環境庁発足 ○環境基準(水質汚濁、騒音)告示 ○大気汚染防止法による燃料中のいおう分規制
1972	47	○松島湾等排水基準設定	○「自然環境保全年法」制定
1973	48	○仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定 ○東北初の光化学スモッグ注意報発令 ○中の島水路埋立事業着工(悪臭対策) ○加瀬沼が県緑地環境保全地域に指定 ○市内13ヶ所で水準測量(地盤沈下調査)開始 ○地下水揚水量等実態調査(仙台平野地域)開始	○「県自然環境保全条例」制定 ○環境基準(大気汚染、航空機騒音)告示 ○「オキシダントに係る緊急対策要綱」実施
1974	49		○「県地盤沈下防止対策要綱」制定 ○「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」制定
1975	50	○振動規制法地域指定	○工業用水法地下水採取規制地域指定 ○環境基準(新幹線騒音)告示 ○「県公害白書」(現・環境白書)発刊
1976	51		○「振動規制法」公布 ○「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」制定 ○航空機騒音の環境基準地域類型指定告示 ○東北新幹線の環境基準の地域類型指定告示
1977	52		○「流域下水道設置条例」制定 ○二酸化窒素の新環境基準告示 ○宮城県沖地震
1978	53	○「塩竈市大気汚染緊急時対策規定」実施 ○新浜町三丁目地内に地盤沈下観測井を設置	
1979	54	○市の一部37.2km ² が「県地盤沈下防止対策要綱」の規制地域に指定される。	○県公害防止条例による深夜営業騒音規制の開始
1982	57	○中の島公園内に県自動車排出ガス測定局「塩釜自排局」を設置	
1983	58	○部制施行、環境部門を衛生公害課から市民生活部生活環境課に組織変更。環境衛生係と公害対策係を統合し、環境公害係とする。	
1984	59		
1985	60	○県スパイクタイヤ対策条例重点地域に指定 ○「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」により、浦戸朴島の一部が松島飛行場周辺区域に指定	
1986	61		○「県スパイクタイヤ対策条例」公布

西暦	年号	塩 竈 市	国及び宮城県
1990	平成 2		○「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布
1991	3		○環境基準(土壌汚染)告示
1992	4	○酸性雨、酸性雪の調査を開始	
1993	5		○「環境基本法」公布
1994	6		○環境基準(水質汚濁)改正 ○国の「環境基本計画」策定 ○水質汚濁防止法排水基準改正 ○「県環境審議会条例」制定 ○環境基準(土壌汚染)改正
1995	7	○宮町川水路にてハゼ、ボラの多数斃死発生	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行計画のための行動計画」閣議決定 ○「県公害防止条例」改正 ○「県環境基本条例」制定 ○「地盤沈下防止対策要綱」廃止 ○大気汚染防止法の改正に伴う有害大気汚染物質対策規程の設定 ○「県地球温暖化対策地域推進計画」策定
1996	8	○環境、清掃部門を統合し、市民生活部環境課に組織変更。環境公害係を生活衛生係に係名変更	○改正悪臭防止法施行 ○環境基準(大気)改正 ○「県フロン対策協議会」設立
1997	9		○「改正大気汚染防止法」「改正水質汚濁防止法」「容器包装リサイクル法」施行 ○環境基準(地下水の水質汚濁)告示 ○「環境アセスメント(環境影響評価)法」「改正廃棄物処理法」制定
1998	10		○「地球温暖化対策の推進に関する法律」1999年4月から施行 ○「県環境影響評価条例」制定 ○「県自動車交通公害防止計画」策定
1999	11	○「環境率先実行マニュアル」を作成し、庁内において環境負荷削減の取り組みを開始 ○「塩竈市環境保全対策推進本部」設置 ○「塩竈市環境審議会条例」施行 ○「塩竈市環境審議会」設置 ○「本市の環境施策のあり方について」環境審議会に諮問	○「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 ○環境影響評価法施行 ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律(PRTR法)」制定 ○「仙台湾地域公害防止計画」期間延長(平成15年度まで)
2000	12	○「本市の環境施策のあり方について」環境審議会より答申 ○「塩竈市環境基本条例」施行 ○「環境基本計画の策定について」環境審議会に諮問 ○「塩竈市市民環境懇話会」設置	○廃棄物処理法改正 ○「循環型社会形成推進基本法」公布
2001	13	○「塩竈市環境基本計画ワーキンググループ」設置	○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定 ○「PRTR制度」施行 ○「家電リサイクル法」施行
2002	14	○「環境基本計画基本方針」策定 ○生活衛生係を市民課に統合。環境係を環境総務係に、廃棄物対策係をクリーン対策係に係名変更 ○「環境基本計画の策定について」環境審議会より答申	○「土壌汚染対策法」制定 ○「自動車リサイクル法」制定 ○「新エネルギー発電法」制定
2003	15	○「塩竈市環境基本計画」策定 ○「塩竈市環境市民会議」設置	○「自然再生推進法」施行 ○「土壌汚染対策法」施行 ○「環境の保全のための意欲の増進及び

			環境教育の推進に関する法律の一部施行
西暦	年号	塩 竈 市	国及び宮城県

2004	平成	16	<ul style="list-style-type: none"> ○「しおがまエコ・オフィスプラン」開始 ○環境講演会(齋藤武雄東北大学教授) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと宮城の水循環保全条例 ○水道水質基準改正 ○大気汚染防止法改正(VOC排出規制等の追加)公布
2005		17	<ul style="list-style-type: none"> ○塩竈市環境審議会 ○第二小学校子供エコ・クラブ ○第1回「星を観る会」開催 ○16年度「しおがまエコ・オフィスプラン」集計・報告 ○環境パネル展 ○塩竈市環境審議会 ○環境講演会(齋藤武雄東北大学教授) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「京都議定書」発効 ○「特定外来生物規制法」施行 ○「廃棄物と清掃に関する法律の一部(省令)」改正施行 ○アスベスト問題多発 ○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例
2006		18	<ul style="list-style-type: none"> ○第二小学校こどもエコ・クラブ※ ○第2回「星を観る会」開催 ○「第1回宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞」において <ul style="list-style-type: none"> ①自然エネルギー等導入促進部門＝奨励賞 塩竈市「廃食用油から車を動かそう(バイオディーゼル燃料・BDFの利活用)」 ②省エネルギー促進部門＝大賞 塩釜まちづくり研究所環境部会「しおがま家庭の省エネ大作戦」 ○「宮城県産業廃棄物発生抑制等支援事業」における廃棄物資源循環型事業の指定を受け、市内民間企業が有機性廃棄物高速醗酵完熟分解処理装置により野菜くずを有機肥料に変える循環システムを開発 ○環境パネル展 ○みやぎ違反広告物除却サポーター制度に5団体・115名加入し活動開始 ○塩釜市団地水産加工業協同組合で運営するBDF製造施設完成 ○タウンミーティング「しおがまの環境の未来」を伊保石公園にて開催 ○平成17年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上、10月広報に掲載 ○第二小学校こどもエコ・クラブ 浦戸諸島にて「海辺の観察会」を開催 ○防衛施設庁告示第12号により、松島飛行場に係る区域指定見直し実施 本市全域が指定外となる 	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次環境基本計画閣議決定 ○石綿被害者救済法公布 ○改正容器包装リサイクル法公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 ○南極オゾンホール過去最大 ○「もったいない」精神、LOHAS流行 ○グリーン購入促進条例
2007		19	<ul style="list-style-type: none"> ○環境パネル展 ○第二小学校こどもエコ・クラブ 「見つけよう伊保石秋の宝物活動」 ○平成18年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 ○平成18年度「しおがまエコ・オフィスプラン」にて市庁舎の温室効果ガス削減率-13.5% ○エコdeスマイルコンテストinみやぎにおいて宮城県知事賞を受賞 (バイオディーゼル燃料) ○ストップ温暖化一村一品全国大会においてバイオマス賞を受賞 (バイオディーゼル燃料) ○環境講座「塩竈市の新エネルギーと省エネルギー」をマリンプラザにて開催 	<ul style="list-style-type: none"> ※こどもエコ・クラブ/国が平成7年度から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している「こどもたちの、こどもたちによる、こどもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。地域において環境保全に関する活動を行う数人～20人程度の小中学生のグループ。 ○環境配慮契約法施行 ○パリ会議 (気候変動枠組条約第13回締約国会議)

西暦	年号	塩竈市	国及び宮城県
2008	平成 20	<ul style="list-style-type: none"> ○環境パネル展 ○平成19年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 ○食育講座「エコ野菜を知ってる会」 ○宮城レジ袋使用削減取組協定締結 ○宮城レジ袋使用削減取組開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○洞爺湖サミット開催 ○岩手・宮城内陸地震
2009	21	<ul style="list-style-type: none"> ○環境パネル展 ○平成20年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 ○しおがまエコ・オフィスプラン第2次計画策定 ○食育講座「エコ野菜を知ってる会」 ○しおがまし環境講座「EM菌ってなんだろう？」 ○塩竈市のBDF事業が経済産業省選定の新エネ百選に選定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ○環境基準(大気汚染)設定(微小粒子状物質) ○環境基準(水質汚濁・地下水)改正(4項目追加、基準値変更) ○「土壌汚染対策法」改正施行 ○環境基準(土壌)改正(カドミウムに係る条件変更) ○「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」改正(不正防止対策対策の強化)施行
2010	22	<ul style="list-style-type: none"> ○環境パネル展 ○平成21年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 ○食育講座「エコ野菜を知ってる会」 ○しおがまし環境講座「EMIについて、エコバックの作り方と普及について」 	
2011	23	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災 ○産業環境部環境課に組織変更 ○第5次長期総合計画策定 ○震災復興計画策定 	
2012	24		<ul style="list-style-type: none"> ○「改正環境影響評価法」公布(平成24年4月1日施行、平成25年4月1日施行) ○環境基準(水質汚濁・地下水)改正告示(カドミウム基準強化) ○水質汚濁防止法排水基準改正(1,1-ジクロロエチレン基準値変更、亜鉛適用期限延長) ○「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」施行 ○「水生生物の保全に係る環境基準」(ノニルフェール追加)改正施行 ○「水生生物の保全に係る環境基準」(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩追加)改正施行 ○「航空機騒音に係る環境基準」改正施行 ○環境基準(土壌汚染)改正告示(1,1-ジクロロエチレン基準値変更) ○「大気汚染防止法」改正施行(建築物解体等時における石綿飛散防止対策の強化)(改正は平成25年6月、施行は平成26年6月) ○土壌汚染対策法基準改正施行(1,1-ジクロロエチレン基準緩和) ○環境基準(水質汚濁・地下水)改正施行(トリクロロエチレン基準強化) ○水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正施行(カドミウム及びその化合物基準強化) ○バリ会議(気候変動枠組条約第21回締約国会議)
2013	25		
2014	26	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災における震災廃棄物処理事業が完了 	
2015	27	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次塩竈市環境基本計画」を策定 	

5 廃棄物年表

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
1941 1945	昭和 16 20	11 塩竈市市制施行	市内中心の塵芥収集を荷馬車で実施	
1946 1949	22 24	3 衛生課で廃棄物処理を担当 6 塩竈市営じんかい処理場条例公布	6 庚塚に塵芥焼却炉を設置(処理能力10t/日) 収集生ごみの農地還元開始 馬車1台につき使用料を10円徴収	し尿取扱料金 18 <small>銭</small> 10円
1950	25			
1954 1955	29 30	7 清掃法施行 9 清掃法施行規則公布 9 塩竈市清掃条例公布 同条例施行規則施行	4 全市域計画処理区域に設定 指定日収集(週1)を実施 収集方法自動三輪車へ変更	
1960 1961	35 36	7 塩竈市簡易塵芥焼却場の設置並びに管理に関する条例公布	4 生ごみの農地還元を廃止 7 市内数ヶ所(上の原、後楽等)に簡易塵芥焼却場を設置。地区ごと衛生組合管理	10 し尿取扱料金 18 <small>銭</small> 12円 10 伊保石し尿処理場着工
1963	38		5 花立33番(通称大堤)で埋立開始(従来は、利府町野中及び春日硯石等に埋立)	10 し尿処理場竣工(処理能力54kl/日)
1964	39		3 越の浦(1,088坪)に埋立開始(S49/6まで)	11 し尿処理場使用料 180 <small>銭</small> 30円(S41まで)
1965	40		3 伊保石塵芥焼却場着工	3 し尿収集運搬業4社を許可 11 し尿取扱料金 18 <small>銭</small> 18円
1966	41		1 伊保石塵芥焼却場竣工(処理能力30t/日) 収集用バックマスター導入	
1967	42	7 衛生課を環境衛生課に課名変更 9 新町川の汚れが著しいことから、付近の衛生組合を通じた市民清掃運動が始まる		9 し尿浄化槽清掃業を2社に許可
1968	43			4 し尿浄化槽清掃業の許可を2社追加
1969 1971	44 46	7 環境衛生課を清掃管理課と衛生公害課に組織変更、清掃管理課を管理係、清掃第1及び第2係の3係体制とする 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行		1 し尿取扱料金 18 <small>銭</small> 23円
1972	47		4 浦戸地区各島にドラム缶改造型簡易焼却炉設置	4 し尿取扱料金 18 <small>銭</small> 29円 10 し尿処理場増設工事着工
1973	48		2 可燃ごみは紙袋、不燃ごみはビニール袋に区分した収集方法実施 計画収集開始(週2指定日収集、月1粗大ごみ収集)	
1974	49	4 市民清掃日を4月から10月までの第2日曜日に実施 6 塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 7 塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行	7 庚塚で暫定埋立を開始(S49/12まで) 7 事業者等による自己搬入の有料化 ○焼却処分 100kg 100円 ○埋立処分 200kg 150円 ○犬猫等死体処分手数料を1頭につき100円徴収	2 し尿処理場増設工事竣工(処理能力54→75kl/日変更) 4 し尿収集運搬処理手数料 18 <small>銭</small> 45円 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900 <small>銭</small> 500円 7 市内10地区に分割し計画汲取の開始
1975	50		9 清掃工場(杉の入裏)着工 11 中倉埋立処分場着工 1 清水沢で暫定埋立を開始(S50/6まで) 4 桂島、石浜地区簡易焼却炉設置	

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
1976	昭和 51	5 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)公布	7 中倉埋立処分場で暫定埋立開始。不燃物収集を一部委託 11 建設中の清掃工場で試運転開始 12 伊保石塵芥焼却場を閉鎖 一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)を3社に許可 中倉埋立処分場竣工 4 市全域(本土)の不燃物収集委託 5 清掃工場竣工 (処理能力90t/日) 浦戸地区不燃物の本土収集運搬開始	4 し尿収集運搬処理手数料 18 ¹ / ₁₀₀ 52円 市助成金2円
1977	52	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正	4 野々島及び寒風沢地区簡易焼却炉設置 5 可燃物収集一部委託 (全体の12.5%) 6 一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)の許可を1社追加	
1978	53	6 6/12宮城県沖地震発生(清掃工場被害を受ける)	4 手数料改正 ○焼却処分 100kg 200円 ○埋立処分 200kg 300円 6 宮城県沖地震により焼却炉が崩壊した宮城東部衛生処理組合の可燃ごみ受入 (55/3/31迄) 12 朴島地区簡易焼却炉設置	4 し尿収集運搬処理手数料 18 ¹ / ₁₀₀ 62円 6 仙塩流域終末処理場運転開始 公共下水道水洗化への切り替え開始 11 浄化槽汚泥処理施設着工
1979	54			3 浄化槽汚泥処理施設竣工 (処理能力30kl/日) 10 計画汲取を自由汲取へ変更
1980	55	5 全国都市清掃会議東北地区協議会を本市で開催(5/7-5/8)	1 宮城東部衛生処理組合と可燃ごみ焼却処理の相互援助協定締結 4 手数料改正 ○焼却処分 100kg 400円 ○埋立処分 200kg 500円 収集区域の変更 可燃物収集委託拡大 (全体の25%)	4 し尿収集運搬処理手数料 18 ¹ / ₁₀₀ 95円 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900 ¹ / ₁₀₀ 250円
1981	56			7 し尿処理場前処理設備工事
1982	57	4 市民清掃日を4、6、10月の第3日曜日に実施		7 し尿収集運搬処理手数料 18 ¹ / ₁₀₀ 110円
1983	58		12 一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)の許可を1社追加	
1984	59		新中倉埋立処分場建設 予定地決定 新中倉埋立処分場建設予定地の環境アセスメント等調査	浦戸地区でコンポストトイレ テスト実施(10基)
1985	60	11 部制施行、市民生活部清掃管理課とする。業務係を1係に統合し2係体制とする		
1986	61	8 台風10号による8・5水害発生 災害廃棄物処理事業の実施		4 浦戸地区コンポストトイレ設置5ヶ年計画実施(S61~H1) 4 公共下水道進捗に伴うし尿汲取減少に対応するため、し尿収集許可業者3社が協業化 7 合特法の趣旨に基づき、し尿収集の協業組合に可燃物収集委託 し尿処理場規模縮小改造工事(75→54kl/日)
1987	62		清掃工場煙突上部補修工事	し尿処理場処理水の公共 下水道接続工事
1988	63		清掃工場基幹的施設改造工事(煙突、クレーン等) 新中倉埋立処分場第1期分竣工	
1989	元 4	4 消費税導入	4 手数料改正 ○焼却処分 100kg 500円 ○埋立処分 200kg 700円	10 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900 ¹ / ₁₀₀ 1000円 し尿汲取手数料を条例削除

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
1990	平成 2	9 9/20(台風19号)、10/26及び11/4(低気圧災害)と3連続の水害発生 災害廃棄物処理事業の実施	10 再資源化対策事業開始(8町内会をモデル実施) 再資源化対策事業実施区域を拡大(29追加、37町内会で実施)	4 合併浄化槽補助事業を開始 4 し尿収集運搬処理手数料 18% 142円
1991	3	10 再生資源の利用の促進に関する法律施行	4 再資源化対策事業実施区域を拡大(39追加、76町内会で実施)	
1992	4	7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正	4 塩竈市指定ごみ袋使用の試行開始 10 塩竈市指定ごみ袋使用を完全実施 11 再資源化対策事業実施区域を拡大(39追加、115町内会で実施)	
1993	5		4 収集運搬業務の直営部門廃止し、全面委託 4 収集区域変更 4 再資源化対策事業完全実施(離島除く150町内会)	10 し尿収集運搬処理手数料 18% 173円
1994	6	9 9/22低気圧による水害発生 災害廃棄物処理事業の実施	4 新中倉埋立処分場第2期分調査開始 11 塩竈市一般廃棄物処理基本計画改定	3 寒風沢漁港漁業集落環境整備事業下水管路工事着工 4 浄化槽汚泥処理施設の脱水汚泥を清掃工場で焼却処理
1995	7	6 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布	2 河川工事に伴い、再資源化分別作業場改修工事 4 中倉次期埋立処分場施設整備に係る協定書締結(塩竈市漁業協同組合、塩竈市第一漁業協同組合、利府町須賀町内会、利府町)	
1996	8	4 清掃管理課を環境課に組織変更、生活衛生を加え環境部門を一本化 環境係、廃棄物対策係、生活衛生係の3係体制とする	9 塩竈市分別収集計画策定 11 新中倉埋立処分場第2期分竣工	3 二市三町し尿広域化覚書締結 4 し尿収集運搬処理手数料 18% 200円 9 塩釜地区環境組合し尿処理施設整備に係る協定書締結(吉津、千賀の台、須賀町内会) 10 生活排水処理基本計画改定 12 寒風沢漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設着工
1997	9	1 厚生省、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン策定	11 小動物焼却炉を清掃工場敷地内に建設・竣工(し尿処理場内小動物焼却炉廃止)	3 塩釜地区環境組合設立 8 塩釜地区環境センター着工
1998	10	3 塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正 12 廃掃法ダイオキシン規制 暫定基準値 80 ナノグラム	4 ペットボトルの資源物回収開始 4 資源物収集区域変更 9 浦戸各地区簡易焼却炉を廃止し、本土収集運搬開始(可燃物週2指定日収集、プラスチック系不燃物月1収集) 資源物収集の全市完全実施	2 寒風沢漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設竣工
1999	11	3 宮城県ごみ処理広域化計画策定	3 浦戸各地区簡易焼却炉廃止	3 塩釜地区環境センター竣工(4月より供用開始)
2000	12	6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正		4 浦戸地区浄化槽汚泥運搬費補助金交付開始(要綱制定)
2001	13	4 家電リサイクル法施行 5 食品リサイクル法施行 6 フロン回収・破壊法施行 PCB特別措置法施行	3 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 7 新浜リサイクルセンター竣工(プラスチック製容器包装の回収開始) 収集体制変更(収集ブロックを5ブロックに統一) 可燃物の土曜収集・不燃物の隔週収集の開始	

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係	
2001	平成 13		12 清掃工場排ガス高度処理施設等整備工事着手	4 し尿収集運搬処理手数料 18 <small>円</small> 230円	
2002	14		11 清掃工場排ガス高度処理施設等整備工事竣工		
2003	15	5 5/26 三陸南地震発生 7 7/26 宮城県北部連続地震発生	8 南郷町の宮城県北部連続地震の災害ごみを受入 (9/18迄 524,380 kg)		
		10 パソコンリサイクル制度開始	10 河南町の宮城県北部連続地震の災害ごみを受入 (12/5迄 349,440 kg)		
2004	16	10 10/23 新潟地震発生	7 手数料改正経過措置 ○焼却・埋立処分料 100kg 750円 ○犬猫等死犬処分手数料 1頭 2,500円		
2005	17	1 自動車リサイクル法施行	2 清掃工場補修工事に伴い 宮城東部衛生処理組合へ 焼却業務委託(2/21~2/28) 4 手数料改正 ○焼却・埋立処分料 100kg 1,000円		
			6 清掃工場改良工事(廃プラ混焼対策耐火煉瓦)に伴い 宮城東部衛生処理組合へ 焼却業務委託(6/6~6/24) 埋立処分場容量確保のため 切替樹嵩上げ工事 (22,500m ³ 増量)		
2006	18	6 容器包装リサイクル法改正 市民清掃時の大型ごみ無料 受入廃止	3 埋立処分場延命化のため 自走式破砕機導入 4 プラ製品・ゴム製品・化学繊維 製品等を可燃ごみとした ・ごみ分別一部変更 ・ごみ指定袋材質変更		
2007	19	4 改正容器包装リサイクル法 施行(排出抑制促進措置等) 12 食品リサイクル法施行	5 プラスチック製容器包装の出し 方保存版を全世帯へ配布 6 塩竈市分別収集計画策定		1 野野島漁港漁業集落環境整備事業 下水管路着工 8 野野島漁港漁業集落環境整備事業 集落排水処理施設着工
2008	20		10 みやぎレジ袋使用削減取組 協定の締結		
2009	21		2 市内の大手販売店でのレジ袋 有料化に伴うレジ袋削減キャンペーン 6 市内商業協同組合加盟の小売店 でのレジ袋有料化に伴う レジ袋削減キャンペーン 10 県内全域でのレジ袋使用削減 取組協定の締結	3 野野島漁港漁業集落環境整備事業 完了	
2010 2011	22 23	3 3/11 東北地方太平洋沖地震発生 (東日本大震災) 6 機構改革により、環境課が所属する 市民生活部を廃止。産業部を産業環境部とし、 環境課は産業環境部に編入	3 3/12 震災がれき受け入れのため、 中倉埋立処分場に一次仮置場を設置 3/14 震災がれき受け入れのため、 新浜町公園に一次仮置場を設置 3/30 応急修理の上、清掃工場稼働 4 4/14 宮城県との間で、地方自治法に 基づく「災害等廃棄物処理の事務の委託に 関する規約」を締結~県は二次仮置場を 担当	3 3/17 塩釜地区環境センター、 震災被害復旧。し尿受入稼働	

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
2011	平成 23	8 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)施行	5 5/20 清掃工場再稼働(4/7の余震による操炉停止後) 6 6/13 危険建物等解体がれき受け入れのため、越の浦漁港背後地に一次仮置場を設置 家屋解体作業開始 7 7/10 浦戸の桂島、野々島、寒風沢島に一次仮置場設置	
2012	24		2 清掃工場棟災害復旧工事(2/24~6/20)~操炉継続 3 清掃工場煙突災害復旧工事(3/26~10/31)~操炉継続 3/31 新浜町公園一次仮置場内のがれき搬出終了。周辺環境に配慮し仮置場閉鎖 8 8/1 宮城県二次仮置場(宮城東部ブロック~仙台港背後地)本格稼働開始 9 9/30 浦戸地区仮置場(桂島・野々島・寒風沢島)内のがれき搬出終了。仮置場閉鎖 3 3/31 危険建物等解体がれき搬出終了。越の浦一次仮置場閉鎖	
2013	25	4 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)施行	9 9/9 中倉埋立処分場一次仮置場内のがれき搬出完了(県の二次仮置場へ) 10 10/1 宮城県二次仮置場(宮城東部ブロック)焼却処理終了	
2014	26		1 1/31 中倉埋立処分場に災害廃棄物(肥料等 5,500 トン)を最終(埋立)処分 2 2/14 中倉埋立処分場一次仮置場業務終了 3 3/12 宮城県二次仮置場閉鎖(災害廃棄物処理完了) ~本市の災害廃棄物処理量 248,554トン 内、本市施設処理量 ~木くず(清掃工場)732トン ~肥料・津波堆積物(中倉埋立処分場)5,500トン その他の廃棄物は、宮城県環境事業公社、宮城東部衛生処理組合、山形県村山市(民間埋立処分場)において最終処分のほか、多くは再生資材としてリサイクル	4 一部事務組合の統合により塩釜地区環境組合が塩釜地区消防事務組合(事務局環境課)となる
2015	27		3 3/31 塩竈市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止 9 小型家電リサイクル事業開始(環境省の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業)	

6 用語解説

▼あ

〈ISO14001〉

企業や地方公共団体等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構 (ISO) が作成した国際規格 (環境マネジメントシステム) のこと。ISO では、1993 (平成 5) 年から事業者の環境マネジメントに関する国際標準化作業を進めてきたが、1996 (平成 8) 年にその一部 (ISO14000 シリーズ) が発効し、法的強制力はないが、最近では事実上の統一規格となってきた。

〈アイドリングストップ〉

停車中や長い信号待ちの際に自動車のエンジンを切り、無駄な空転をしないこと。

〈一般廃棄物〉

家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの (事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど) をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

〈エコドライブ〉

ガソリンの消費を抑えるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

〈オゾン層〉

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素 (O_2) がオゾン (O_3) に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から 20~25km に存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

〈温室効果ガス〉

地球温暖化の原因といわれている、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などのこと。これらのガス排出量増加により地球全体の平均気温が上昇する

▼か

〈化石燃料〉

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。石油プランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したものといわれている。

〈合併処理浄化槽/単独処理浄化槽〉

し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設のことを浄化槽といい、し尿だけを浄化する単独処理浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

〈環境基準〉

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められているもの。

〈環境基本法〉

日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993 (平成 5 年) 年成立。

〈環境騒音〉

特定の音を対象とせずに測定される騒音のこと。(自動車騒音を測定する際のその他の雑音のこと)

〈漁業集落排水処理施設〉

雨水排水や生活排水などを処理する漁村集落の施設のこと。海洋汚濁などを防止し、自然環境の保全と快適で健康な生活の向上を目的として整備する。

〈クリーンエネルギー〉

化石燃料の燃焼や原子力などと違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギーのこと。太陽熱・地熱・風力・波力など。

〈県立自然公園〉

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健・休養及び教化に資することを目的として、県が指定するもの。土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のこと。

〈公害〉

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下 (鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この 7 公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

〈光化学オキシダント(OX)〉

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される二次的汚染物質の総称。オゾン・アルデヒド類など。

〈こどもエコクラブ〉

国が平成 7 年度から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している「こどもたちの、こどもたちによる、こどもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。地域において環境保全に関する活動を行う数人～20 人程度の小中学生のグループ。

▼さ

〈再生可能エネルギー〉

水力、地熱、太陽光、太陽熱、風力、海洋エネルギー(温度差、波力、潮位差、潮流、海流、塩分濃度差)等、循環して利用できるエネルギーのこと。

〈酸性雪〉

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雪のこと。通常 pH5.6 以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

〈COD〉

化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚濁の度合を表す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量で表したものの。

〈自然エネルギー〉

地球の自然環境そのものの中で、繰り返し生起している現象の中から得られる再生可能なエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、波力、バイオマス(生物エネルギー)など。

〈地盤沈下〉

地下水・天然ガスの採取、もしくは自然的な原因などにより、地表面が沈下する現象のこと。

〈水生生物調査〉

河川に生息する水生生物のうち、分類が簡単で水質のものさし(指標)となる 16 種(さががに、ひる、いとみみずなど)について調査を行い、その水質の階級づけを行う。環境省で市民参加を呼びかけ、1984(昭和 59)年から全国で実施されている。

〈生活排水〉

し尿と日常生活に伴って排出される炊事・洗濯・入浴などからの排水をいう。

〈生活排水処理率〉

行政人口に対する、下水道、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の処理人口の割合のこと。

〈生物多様性〉

森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。

▼た

〈地球温暖化〉

地球全体の平均気温が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、100 年後には現在に比べ平均気温が約 2°C 程度上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

〈長期総合計画〉

まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。

〈dB[A]〉

音の強さや音圧を表す単位「デシベル」の記号のこと。騒音の大きさは、聴感補正を加味して、dB またはdB[A]で表示する。

〈島嶼〉

小さな島々のこと。環境基本計画では、越の浦と浦戸諸島を合わせて島嶼部としている。

〈都市公園〉

都市公園法に基づき、国や地方自治体が設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地のこと。

▼な

〈二酸化窒素(NO₂)〉

一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

▼は

〈BOD〉

生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の度合を表す指標で、水中の有機物等が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表したものの。

〈PM2.5〉

大気中に浮遊している 2.5 μm(1 μm は 1mm の千分の一)以下の小さな粒子のこと。(μ=マイクロ)

粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響など懸念されている。

〈ビオトープ〉

野生動植物の生息空間の意味。多様な動植物が共存して生息できる良好な生態系、空間をさす。

〈ヒートアイランド〉

都市部が周辺より高い温度になっている現象。放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどによる。

〈風致保安林〉

社寺・名所・旧跡の景観や自然景観を維持するために、森林の伐採などの制限をおこなっている森林のこと。

〈浮遊粒子状物質(SPM)〉

粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が 10 マイクロメートル以下のもの。空気中に漂い慢性の呼吸器疾患の原因とされている。

〈放射性物質〉

放射線を出す能力(放射能)を持つ物質のこと。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用される。また、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。

〈ホームページ〉

home page www(ワールド・ワイド・ウェブ)のこと。インターネット上にある情報提供ページ。

▼ま

〈宮城県の緑地環境保全地域〉

県自然環境保全地域以外の区域で樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域。

▼や

〈要請限度〉

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができる。この判断の基準となる値を要請限度という。

▼ら

〈リサイクル率〉

市内で発生するごみの総量に対する再資源化ごみの量の割合のこと。 $(\text{市の資源化量} + \text{団体回収量}) \div (\text{市のごみ総排出量} + \text{団体回収量})$